

## 鹿 児 島 県 公 報

令和元年8月6日（火）第27号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- |   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| ○保安林の指定   | （森づくり推進課取扱い）    | 1 |
| ○保安林の指定予定（3件）                                     | （森づくり推進課取扱い）    | 1 |
| ○救急病院等の認定   | （保健医療福祉課取扱い）    | 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 | （障害福祉課取扱い）      | 3 |
| ○土地改良区の清算人の就任の届出                                  | （農地整備課取扱い）      | 3 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了（3件）                               | （農地整備課取扱い）      | 3 |
| ○都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧                          | （都市計画課取扱い）      | 4 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 4 |
| <b>公 安 委 員 会 告 示</b>                              |                 |   |
| ○遊技機の型式の検定の告示                                     | （生活安全企画課取扱い）    | 4 |

## 告 示

## 鹿児島県告示第257号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林の所在場所  
指宿市山川岡児ヶ水字清水55番1，字東村1965番1，2068番1，2168番
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第258号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南さつま市金峰町中津野字堂町1228番5・1228番6・1229番1・1229番2・1231番・1232番・1257番・字野村原1311番4・1311番6（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第259号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
指宿市新西方字論平2232番，字開平2254番5，2254番6，2258番1，2258番5
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第260号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南九州市穎娃町郡字錦谷10041番，字鬼ノ穴10051番1，10057番
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字錦谷10041番・字鬼ノ穴10057番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第261号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
サザン・リージョン病院	枕崎市緑町220番地

2 認定の有効期限

令和4年7月29日

### 鹿児島県告示第262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	令和元年 8月1日	育成医療・更 生医療

### 鹿児島県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人福山町土地改良区の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

就任した清算人の氏名及び住所

橋口 武儀 霧島市福山町福山5045番地102

樋渡 明 霧島市福山町佳例川3831番地

大山 茂美 霧島市福山町福地1725番地2

東村 薫 霧島市福山町福沢1645番地4

中村 等 霧島市福山町福沢1837番地1

### 鹿児島県告示第264号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（土層改良）天城地区の工事は、平成18年3月28日に完了した。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県告示第265号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（暗渠排水）天城地区の工事は、平成17年11月11日に完了した。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第266号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）三崎地区の工事は、平成24年3月26日に完了した。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南さつま市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年8月6日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 加世田都市計画ごみ焼却場
  - (2) 名称 第1号加世田市営ごみ焼却場
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

#### 始良・伊佐地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年8月6日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島サン・ヴィレッジ始良	始良市平松字新開1180番3	社会福祉法人美野里会	始良市平松字新開1180番3	山之内一秀	令和元年8月1日	短期入所

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第42号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められた。

令和元年8月6日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pフィーバー機動戦士ガンダム逆襲のシャアZ	株式会社三共	9P0732
ぱちんこ遊技機	Pツインループ花満開XD	株式会社ソフィア	9P0694
ぱちんこ遊技機	P垂人H1AZ1	株式会社平和	9P0641
ぱちんこ遊技機	P垂人L9BY1	株式会社平和	9P0549
ぱちんこ遊技機	P緋弾のアリアⅢFSX設定付	株式会社藤商事	9P0703

---

回胴式遊技機	S ドラゴンホイールK T	株式会社コナミアミューズメント	9S0098
回胴式遊技機	S 闘魂継承アントニオ猪木L 1	株式会社オリンピック	9S0583